

令和3年4月23日  
障 害 福 祉 部

## 世田谷区発達障害相談・療育センター運営事業者の選定について

### 1. 主旨

世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」運営事業者については、令和3年度末に、予定していた5年間の履行期間が終了することから、令和4年度からの運営事業者の候補者をプロポーザル方式により選定する。

### 2. 運営事業者を選定する施設

施設名称 世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」

所在地 世田谷区大蔵2-10-18大蔵二丁目複合型子ども支援センター2・3階

事業内容 発達障害についての相談や療育（児童発達支援・放課後等デイサービス）

関係機関に対する助言、発達障害に関する研修の実施等

\*現在の運営事業者：社会福祉法人トポスの会（理事長 久保 法子）

### 3. 選定後の履行期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

契約は単年度ごととし、随意契約により令和8年度まで5年間の履行期間とする。

### 4. 事業者選定の考え方

- ・発達障害の相談や療育等に関する事業の運営実績があり、専門職員等の確保・育成等を行う能力を有していること。
- ・利用者からの信頼を得ながら、地域の関係機関と連携し、発達障害の相談や療育等に関する事業を、区の中核的拠点\*として、安定的・継続的に運営する能力を有していること。
- ・なお、これまでの運営実績や発達障害の特性等を考慮すると、相談から療育、保護者支援、関係機関支援などの機能を一貫した体制で実施することが効果的であることから、これらの機能を一体的に行う事業者を選定する。

\*発達障害支援の中核的拠点の機能

- 相談・アセスメント及びフィードバック
- 療育
- 保護者・家族支援
- 連携の基盤づくり
- 関係機関支援
- 障害理解促進

## 5. 選定委員会の所掌及び構成

選定委員会は、プロポーザル方式による審査内容や配点等について審議し、採点結果に基づき運営事業者の候補者を選定する。構成は以下のとおりとする。

	氏名	所属・役職等
委員長	石渡 和実	東洋英和女学院大学大学院 教授 世田谷区障害者施策推進協議会会長
委員	市川 宏伸	日本自閉症協会会長 医師
委員	藤野 博	東京学芸大学 教授
委員	尾崎 ミオ	区民・東京都自閉症協会
委員	須藤 剛志	世田谷区障害福祉部長

## 6. 今後のスケジュール（予定）

令和3年5月	第1回選定委員会（審査項目の確認ほか）
5月末	参加申込締め切り
7月	第2回選定委員会（書類審査、財務審査）
8月	第3回選定委員会（ヒアリング審査、候補者の選定）
令和4年4月	選定された事業者による運営開始

## 7. その他

選定委員会の結果、運営事業者が変更となる場合には、利用者に対し速やかに情報提供を行うとともに、個々の利用者に応じた相談や療育について6カ月程度の引継ぎ期間を設ける。